

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	サンリン（株）							
所在地	東筑摩郡山形村字下本郷 4082番地3							
建設業許可番号	20-003150							
入札参加停止期間	令和7年12月5日 から 令和8年6月4日まで（6か月）							
事実概要	<p>公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して、課徴金納付命令を行った。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。</p>							
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。</p>							
備考	<p>【入札参加停止措置要領別表抜粋】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">措置要件</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">独占禁止法違反行為</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">当該認定をした日から 4か月以上18か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件		期間	独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4か月以上18か月以内
措置要件		期間						
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4か月以上18か月以内						